

ますな

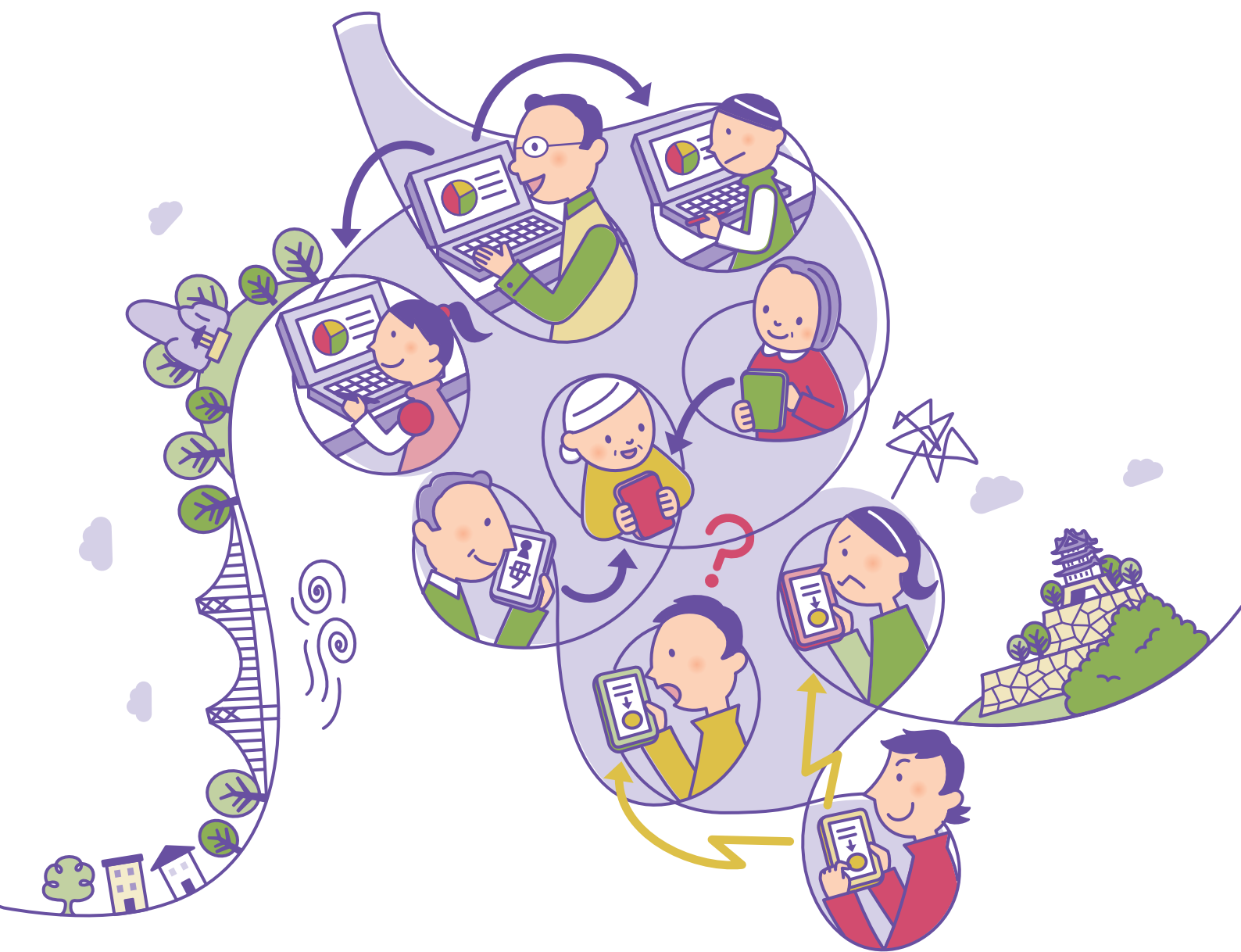
KIZUNA

11

2021年
令和3年

特集 ネット社会と 人権

正しくつながり、豊かに生きる社会へ



INDEX

- 2 「情報を収集する際の注意点」
山本 健人さん（医師・医学博士）
- 3 「メディア化した社会を生きるために必要な三つのこと」
水越 伸さん（東京大学大学院情報学環 教授）
- 4 「情報格差の解消に向けて」
吉岡 弘貴さん（NPO法人インフォメーションギャップバスター 理事）
- 5 「お子さんが安全にスマートフォンを利用するために」
上沼 紫野さん（虎ノ門南弁護士事務所 弁護士）
- 6 「犯罪被害者の人権」
大岡 由佳さん（武庫川女子大学 准教授）
- 7 ふれあいサロン
- 8 情報ぶらさ



ひろげよう こころのネットワーク



兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会
兵庫県マスコット はばタン

インターネット上では、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった人権に関わる様々な問題が発生しています。近時は新型コロナウイルス感染症についても誤った情報の発信やSNS等を利用した誹謗中傷などが問題となっています。

本号では、個人の名誉やプライバシーを尊重し、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解について考えてみましょう。

特集 ネット社会と人権

情報を収集する際の注意点

医師・医学博士

山本

健人

さん



プロフィール

2010年京都大学医学部卒業。外科専門医、消化器病専門医、消化器外科専門医、感染症専門医、がん治療認定医など。「医師と患者の垣根をなくしたい」をモットーに、「外科医けいゆう」のペンネームで2017年に医療情報サイト「外科医の視点」を開設。著書に、「医者が教える正しい病院のかかり方」(幻冬舎)、「医者と病院をうまく使い倒す34の心得」(KODOKAWA)、「すばらしい人体」(ダイヤモンド社)など多数。

新型コロナウイルスの流行が続く中、インターネットやSNSなど、さまざまな媒体で正確な情報が出回っています。

総務省が行った調査によれば、医療や健康に関して情報収集したいと思ったとき、8割近くの人がインターネットやSNSを使うといいます。実際、「コロナ」というキーワードは現在、1ヶ月あたり55万回も検索されています。

わずか29のアカウント

以前、「ワクチンを打つと不妊になる」という科学的根拠のない投稿がSNSで拡散したことがあります。調査によれば、この種の投稿は2021年1月から7ヶ月間で約11万件あり、その半数の約5万件はわずか29のアカウントが発端でした※。

信された誤情報が、即座に全世界に拡散してしまうのです。

もちろん、新型コロナウイルスに限った話ではありません。がんやアトピー、アレルギーなど、誰もが不安の種になりやすい分野では、誤情報が拡散しやすい傾向があります。

意識するべきこと

では、私たちが医療に関して情報収集する際、どのようなことを意識すべきでしょうか。

まず一つ目は、「出典のある情報だけを信用すること」です。公的機関や学会など、専門家集団の総意となる発信や、質の高い論文などを出典として明示しない限り、その情報は「私見」や「感想」に過ぎません。「正しいか誤りか分からない情報」として扱い、判断を保留すべきでしょう。

二つ目は、「自分の正しさを確認するための情報収集を避けること」です。例えば、「ワクチンは危険だ」と感じた人が「ワクチン危険」と検索して、その仮説を支持する情報ばかりを収集する現象はよく見られます。これは、「確証バイアス」と呼ばれる、誰もが陥りがちな問題です。かなり意識的に、「ニュートラルに情報を集めよう」と思わない限り、人の信念は容易に誤った方向に偏っていくものです。

自分の身を守るためにも、医療に関する情報を集めるときは、以上のようなことに十分に気をつけていただきたいと思います。

※ NHK「フェイク・バスターズ

新型コロナウイルスと誤情報取材班」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/>

20210810/K10013192071000.htm

メディア化した社会を生きるために 必要な三つのこと

東京大学大学院情報学環 教授 水越 伸 さん



プロフィール

1963年三重県生まれ。筑波大学卒業、東京大学大学院修了。東京大学大学院情報学環教授。市民や地域社会と連携した実践的なメディア論に取り組む。著書に『メディア論』『21世紀メディア論』（いずれも放送大学教育振興会）など。
ブログ: shinmizukoshi.net

新型コロナ禍の中、ネット通販からワクチン接種予約まで、メディアが社会の様々なことがらを媒介する状況が加速しつつあります。いかにメディアと付き合うかは、以前にも増して大きな問題となっています。学校では一定のメディア教育がなされつつありますが、問題は大人たちです。さしあたり3つ、アドバイスをしておきましょう。

(1) 安易なメディア悪者論に従わない

俗に床屋談義というものがあります。床屋、居酒屋などで、やや距離のある人同士が、当人たちからは縁遠いネタをあげつらい、仲良くするための会話のかたちです。格好のネタがメディア

アの悪口となっています。こうした床屋談義に典型的な、メディア悪者論に与しないしてほしいと思います。メディアは大変複雑な機構体であり、メディアに関する現象は受け手である私たちも関与して生じています。そうした視点を欠いてメディアだけを悪者にしてスッキリすることは、床屋ではかまわれないですが、メディアを学ぶ姿勢の対極にあります。

(2) 船のように揺れながら前へ進む

デジタル技術は日々変化しており、それを基盤とした社会も常に動いています。そのなかでメディアも私たちもしばしば判断を誤ったり、片寄った

(3) 日用品として較べて試す

私たちは洋服や食器を買うときに、必ずいくつかを較べて選びます。食材も値段や産地を吟味する。ではメディアはどうでしょうか。習慣的にアプリを使い、無意識のうちにテレビを見て

いることが多いはず。日用品と同じように、メディアを比較して選び、吟味する。洋服や食材でそれができるなら、メディアを較べて試すことはむずかしいはず。

最後に、メディアを学ぶために不可欠なのは、業界情報や技術的知識ではなく、メディアに関する様々なことを話し合える仲間やコミュニティです。

生涯学習関係者は、そうしたメディアを学ぶための仲間作り、コミュニティづくりを支援してほしいと思います。



情報格差の解消に向けて

NPO法人インフォメーションギャップバスター 理事 吉岡 弘貴 さん

デジタルディバイドとは

デジタルディバイドとは、インターネットのような通信技術を利用したサービス（情報通信技術）などの恩恵を受けられる人とできない人の間に生じる情報格差を指します。例えば、新型コロナウイルス接種の予約時に、スマートフォンなどを使用した人は、比較的早い時期に予約を取れた人が多かったと思いますが、普段からインターネットを利用していない人や接続のインフラが整備されていない人は、電話での予約となり繋がりにくいなどの状況が発生しました。その結果、後者は予約に時間や労力が費やされ、さらにワクチン接種時期が遅延しました。

情報格差の影響を受けている人は？

総務省の調査（2020年度発表）によると、高齢者や低所得者層でインターネットの利用率が減少する傾向がみられます。つまり、日常生活を支えていくためのサービスが必要な層ほど、情報格差によってその恩恵が十分ではないことがわかります。特に障害者はより顕著です。

聴覚障害者を例にすると、手話を第一言語にしている人は、文字だけの情報よりもニュアンスを含めた手話のほうが正確に伝わりやすいのです。

しかし現状では、手話による情報提供が少ないためにその恩恵を十分に受けていません。

課題の解消に向けた取組

総務省では情報格差解消への取組として、情報通信利用促進支援事業費補助金の活用を推進しています。これは高齢者や障害者のために通信・放送サービスの研究・開発を行う企業に、資金の一部を補助するものです。さらには、民間の携帯ショップなどでも高齢者向けの説明会の開催、聴覚障害者に向けては、電話リレーサービス（*1）やUDトーク（*2）などの情報通信技術開発など、情報格差解消に向けた取組が推進されています。

誰もが取り残されない社会に向けて

今後、新型コロナウイルス拡大のよう到我々の生活を脅かす問題や災害が発生しても、誰もが迅速にかつ的確

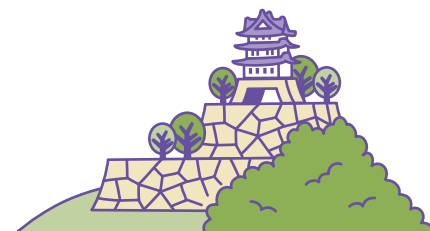


プロフィール

生まれつき聴覚障害をもち、社会人として働きながら、聴覚障害者の職場環境改善に取り組むITエンジニア。
NPOインフォメーションギャップバスター理事、情報処理安全確保支援士

に情報・サービスを得る事が可能な環境の整備が必要です。そして、それは高齢者や低所得者層、障害者の孤立を防ぎ、誰一人として取り残されない社会を作り上げる事につながります。そのような社会を作るために、私たちが情報格差の存在を理解し、その解消に向けて出来る事を一人一人が実践していく事が重要なのです。

*1: 聴覚障害者とそれ以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービス
*2: 音声認識で声を文字化するアプリケーション



上沼 紫野 さん



安心ネット作り促進協議会理事。青少年のネット利用について継続的に取り組み、「安心ネットづくり促進協議会」などに創立時から関与。現在、内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」、総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」の委員を務める。

簡単に世界につながる事がインターネットの魅力ですが、使い方によってはリスクとなります。特に、お子さんの年齢が低いうちは、「世界につながる」ことの意味がよく認識できません。お子さんがリアルで認識している世界とネットの活動範囲をなるべく一致させること、つまり、お子さんに発達段階に応じてスマートフォンを利用させることが、お子さんがネットで知り合った人に誘い出されたり、写真を送るよう強要されたりなどの思わぬ被害に遭わないために重要となります。

保護者がお子さんのスマートフォン利用を導くことを「ペアレンタルコントロール」と言いますが、これには二つの側面があります。

現実世界における場合と同様、ご家庭でのコミュニケーションが重要なことは

言うまでもありません。ご家庭で普段から「知らない人について行かない」などの注意をされていると思いますが、ネット世界でも同様です。お子さんは最終的に自分の判断でスマートフォンを安全に使えるようにならなければなりませんので、リスクの回避方法や困ったときの対処方法などを普段から考えておく必要があります。そのためにはご家庭でのコミュニケーションがまず重要です。

スマートフォンの小さな画面でお子さんが何をしているかを常に逐把握するのは現実的に不可能です。その意味でご家庭でのコミュニケーションが円滑であつても、お子さんのネット上の活動範囲を定程度に限界づけるための技

術的手段を併用する必要があります。

泳ぎを学ぶときにお子さんをいきなり一人で海に行かせず、ビールプールから始めますよね。それと同じです。ネットの世界でも、お子さんの活動範囲をその発達段階に応じたものとすること

そのための技術的手段は、スマートフォン機種によっても異なりますが^{※1}、フィルタリングは最低限必要でしょう。フィルタリングについては、使いたいサービスが使えないなどお子さんが抵抗する場合もありますが、フィルタリングは必要に応じて設定を変えることも可能なので、親子のコミュニケーションを通して利用できるサービスについて話し合うことになります。また、お子さんがどんな情報を発信しているかを保護者が把握するためのツール^{※2}などもありますので、これをうまく利用することも重要だと思います。

お子さんが賢くスマートフォンを利用できるよう、便利な機能は是非使ってあげてください。

用することも重要だと思います。

お子さんが賢くスマートフォンを利用できるように、便利な機能は是非使ってあげてください。

※1 設定方法などは、各キャリアの説明や、

<https://www.good-net.jp/files/original/201711012220363998432.pdf>

などをご覧ください。

※2 コーヒー、トーンモバイルなどが一例です。

ワンポイント講座開設中!



サイバー防犯標語

あひるのおやこ

詳しくは、

サイバー犯罪防犯センター
ホームページで

あ 会に行かない
ひ 秘密にする
ル ルールを守る
の 載せない
お 思いやり
や やっておいこうフィルタリング
こ コミュニケーションを大切に



♪こまったときは
ひとりじゃないよ
しんぱいしないで
はいそうだん♪



犯罪被害者の人権

武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳 さん



プロフィール

2010年より現職。兵庫県・地域安全まちづくり審議会委員、大阪市犯罪被害者等支援条例制定懇話会委員のほか、警察庁・交通事故被害者サポート事業検討会委員等を務める。現在、尼崎で「このころのケガを癒すコミュニティ事業」（検索サーチから「TICC、尼崎」で検索可能）を立ち上げ、このころのケガやそのサポートについての普及啓発を行っている。

犯罪被害者等とは

「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族を指すとされます。具体的には犯罪といっても、凶悪犯（殺人・強盗・強制性交、放火等）、粗暴犯（暴行・傷害等）等、様々です。人口減少に伴い被害者の数としては減少傾向にあるものの、日々生み出される被害者は後を絶ちません。

犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害者等になると、その日を境に生活が一転します。司法の問題に加え、生活、住宅、就労・学校、精神的な問題などが、急に押し寄せてきます。このころの準備がない中で起るため、このころのケガ（トラウマ）となりやすい

です。被害者からは、「事件が起きると、最初は加害者が悪く言われるが、いつしか風向きが変わり被害者も悪く言われるので、つらい思いをする」「加害者が守られ、被害者がこまる、今の社会はおかしいと思います」といった、悲痛な被害者の声が多数届いています。

犯罪被害者支援の動向

2004年に犯罪被害者等基本法が成立しています。近年、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援条例も出来、民間団体の支援も活発化しています。ただ、2019年に全市区町村に「犯罪被害者等のための総合的対応窓口（警察庁のホームページで検索可能）」が設置されましたが、それらの窓口は市民に広く知られて

いません。事件に関連して受けた給付・支給・賠償等を「受けたことがない」と回答した犯罪被害者等も78.5%に上ります（警察庁、2018）。

親身になったサポートの必要性

二次被害という言葉があります。二次被害とは、「犯罪の結果としての被害に付随してもたらされる追加的苦痛」を指します。〆頑張れ〆、〆強くなれ〆、他の子どももいるんだから〆等の言葉が、被害者に更なる傷つきを与えます。被害者問題は、明日の我が身です。犯罪被害者等の苦悩を想像する力と、腫れ物に触ったかのような関わり方ではない、親身になったサポートが求められています。

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

日本政府は、拉致被害者に関する捜査・調査及び情報収集活動を進めており、今後の動向が注目されます。

政府認定拉致被害者17人のうち、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの二人が認定を受けています。

拉致問題は一刻も早く解決しなければならない人権侵害問題です。この機会に、拉致問題についての関心と認識を深めましょう。

★詳しくは、

政府拉致問題対策本部ホームページ

検索



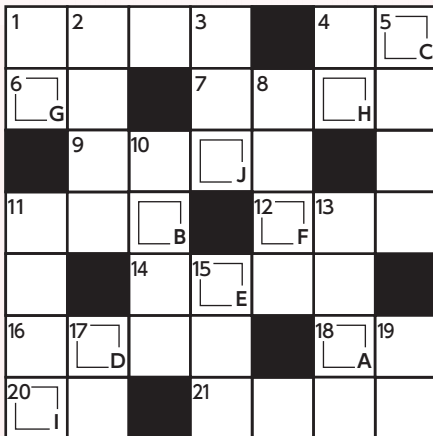


投稿 & クロスワードで

「オリジナル2WAY ミニベルトポーチ」

をプレゼント!

問 A～Jの文字を順番に並べると、何という言葉になるでしょう?



↓ タテのカギ

- 1 見込みや期待。——が外れる
- 2 数え年 61 歳のことをこう呼びます
- 3 肉や魚などをバターでいため焼く西洋料理
- 4 野犬のことを——犬ともいいます
- 5 はじめて試合に出ること。「——をかざる」
- 8 画家や彫刻家などの仕事場
- 10 はじめての結婚
- 11 十二支の最後。こどもは「瓜坊」とよばれます
- 13 天から授かった寿命。——を全うする
- 15 回り道をすること。——路
- 17 以外。「思いの——」
- 19 ある趣味や道楽をよく分かっていること

→ ヨコのカギ

- 1 赤みがかった色の味噌
- 4 頭の中にある考えたり記憶したりする部分
- 6 てんぷらを略したもの。えび—— ——つゆ
- 7 外から帰ったら感染予防に行いましょう
- 9 何を買ったかが書かれている紙のこと
- 11 何かをよりどころとすること
- 12 有利な点
- 14 ブランコや鉄棒などがある広場
- 16 持っている資本を企業に提供する人
- 18 うそ偽りのないこと。「——を言う」と
- 20 角を持つほ乳類。奈良や宮島でよく見かけます
- 21 心の中のこと。心に決めた人を——の人ともいいます

9月号の答え
ケンコウジュミョウ



読者からのお便り

世界最高齢のITプログラミングの若宮さんの記事を読み、年齢で無理だと諦めるのは、自分に言い訳をしているのだと気づかされました。また、人生は一つではなく、様々な興味あることに挑戦していこうと思いました!
(西宮市 たこちゃんさん)

年齢問わず、何度でもやり直せる社会が今後ますます大事になると思います。併せて、夢や目標を持つのは若者の専売特許じゃない、とシニア年代の先輩・同輩たちに声掛けしたいです。
(豊中市 クロスワード大好きさん)

■「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和4年1月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)とに、「オリジナル2WAYミニベルトポーチ」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。 ※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

■応募方法・締め切り

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

■応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会「きずな」ふれあいサロン係
TEL: 078(242)5355 FAX: 078(242)5360 Eメール: info@hyogo-jinken.or.jp
*応募者および投稿者の個人情報は、管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



締め切り 11月30日(火)必着

オンライン配信
YouTubeを活用し、
ライブ配信します。



みんなで人権を考えよう

「人権のつどい」を開催



日時 12月2日(木) 14:15～16:15(13:45開場)

場所 兵庫県公館 大会議室
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-4-1(地下鉄「県庁前」駅東出口南すぐ)

内容 ■「のじぎく文芸賞」表彰式

■ハートフル人権ミニコンサート

ピアノ四重奏 山中 歩夢(ピアノ)、堀江 恵太(ヴァイオリン)
大槻 桃子(ヴィオラ)、細谷 公三香(チェロ)

■人権講演会

演題「SDGsと人権～誰も取り残されない社会の実現のために～」

平田 オリザ (兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学 学長)



申し込み方法

※定員200人
参加費無料

はがき、FAX、メールで受付。

名前、連絡先(電話、FAX、Eメール)「つどい参加希望」を明記の上、下記までご連絡ください。

【締切】 11月18日(木) (必着)

【送付先】 〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会 研修部

FAX: 078(242)5360 MAIL: info@hyogo-jinken.or.jp

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

出典:総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあった

解決策について相談

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

・まずアドバイスが
欲しい
・自分で迅速に
削除依頼をしたい

・自分で削除依頼が
できない
・自分の代わりに
削除依頼してほしい

弁護士に相談(法テラス)
<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や
都道府県警察相談窓口
<https://www.npa.go.jp/cyber/Soudan.html>

迅速な助言
違法・有害情報相談センター
(総務省)
<https://www.ihaho.jp>
(ネットトラブルの専門家)

削除要請・助言
みんなの人権110番(法務省)
<https://www.jinken.fo.jp>
TEL:0570-003-110
(人権の専門機関・国の機関)

プロバイダへの連絡
誹謗中傷ホットライン
(セーファーインターネット協会)
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>
(民間の機関)



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

「きずな」は、協会ホームページからも
ご覧になれます。

兵庫県人権啓発協会

検索



(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp

2021(令和3)年11月発行